

## オールはまなか創造隊設置要綱

### (設置)

第1条 浜中町地域企業振興基本条例に将来の浜中町を担う世代や女性の意見も広く反映すべく、町民参加型の「オールはまなか創造隊」（以下「創造隊」という。）を置く。

### (所管事項)

第2条 創造隊は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 町経済産業の現状や振興策の見直しに関すること。
- (2) 地域企業等の課題共有に関すること。

2 創造隊は、前項に掲げる事項について協議した課題や施策等を取りまとめ、その意見を浜中町地域企業振興プロジェクトに対して提供する。

### (組織)

第3条 創造隊は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 商工会および同友会に属する若手事業者 3名以内
- (2) 浜中町女性連絡協議会委員 3名以内
- (3) 自治会連合会役員 3名以内
- (4) 浜中町地域おこし協力隊 1名以内
- (5) 金融機関に属する若手職員 1名以内
- (6) 北海道霧多布高等学校の進路指導担当教員 1名以内
- (7) 浜中町役場若手職員 3名以内
- (8) 一般町民（公募による） 3名以内
- (9) その他町長が必要と認める者

2 前項に掲げる者に対する報酬および費用弁償は支給しない。

### (任期)

第4条 隊員の任期は2年とする。ただし、補欠の隊員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 隊員は、再任することができる。

3 前条第1項に掲げる者のうち職域を代表している者は、その職を離れたときは隊員の職を失う。

### (隊長および副隊長)

第5条 創造隊に隊長および副隊長各1名を置き、隊員の互選により定める。

2 隊長は、創造隊を代表し、会務を総理する。

3 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき、または欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第6条 創造隊の会議は、隊長が招集し、隊長が議長となる。ただし、本要綱施行後の最初の会議については、町長が招集するものとする。

(庶務)

第7条 創造隊の庶務は、商工観光課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、創造隊に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。